

那 霸 市 公 報

第 1 8 1 1 号

 毎月 2 回 1, 1 5 日発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 那 霸 市 伝 統 工 芸 館 体 験 教 室 受 講 料、特 別 展 示 室 入 館 料、会 議 室 及 び ギ ャ ラ リ
一 使 用 料 の 収 納 事 務 委 託 に つ い て (商 工 農 水 課) …………… 605
- 令 和 4 年 (2022 年) 4 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) …… 606
- 令 和 4 年 (2022 年) 4 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に つ い
て (総 務 課) …………… 607
- 令 和 4 年 (2022 年) 4 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に つ い
て (総 務 課) …………… 608
- 那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に つ い て (都 市 計 画 課) …………… 609
- 那 霸 市 保 育 所 保 育 料 等 の 収 入 事 務 委 託 に つ い て (こ だ も み ら い 課) …… 610
- 生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国
残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定
に つ い て (保 護 管 理 課) …………… 611
- 生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国
残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 廃 止
に つ い て (保 護 管 理 課) …………… 612
- 生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国
残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 変 更
に つ い て (保 護 管 理 課) …………… 613
- 生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国
残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 再 開
に つ い て (保 護 管 理 課) …………… 614
- 生 活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国
残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 辞 退
に つ い て (保 護 管 理 課) …………… 615

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) …………… 616

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) …………… 617

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課) …………… 619

◇ 公 告 ◇

○都市公園の区域変更及び供用開始について (公園管理課) …………… 620

○パセオタウン首里赤田町建築協定の認可及び縦覧について (建築指導課) …………… 622

○個人情報業務届出書の公表について (法制契約課) …………… 623

◇ 上下水道局規程 ◇

○那覇市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程 …………… 635

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 637

告 示

那覇市告示第 36 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|--|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志三丁目3番1号 2階 |
| 3 受託者の名称 | 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会
理事 上原 昭男 |
| 4 委託期間 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで |

那 覇 市 告 示 第 49 号
令 和 4 年 4 月 8 日
掲 示 済

令和 4 年 (2022 年) 4 月那覇市議会臨時会の招集について

令和 4 年 (2022 年) 4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和 4 年 4 月 18 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (3) 令和 4 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて (那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定)
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて (那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

那 覇 市 告 示 第 5 8 号
令 和 4 年 4 月 1 4 日
掲 示 済

令和 4 年 (2022 年) 4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

令和 4 年 (2022 年) 4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

- (1) 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

那 覇 市 告 示 第 6 3 号
令 和 4 年 4 月 1 5 日
掲 示 済

令和 4 年 (2022 年) 4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

令和 4 年 (2022 年) 4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

(1) 沖縄の本土復帰50周年に際して御茶屋御殿の復元を求める意見書

那 覇 市 告 示 第 6 5 号
令 和 4 年 4 月 1 9 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画の種類

○那覇広域都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

- 7・6・那4号 大中1号線
- 7・7・那26号 大中2号線
- 7・7・那27号 大中3号線
- 7・7・那28号 大中4号線
- 7・7・那29号 大中5号線
- 7・7・那30号 大中6号線
- 7・7・那31号 大中7号線
- 7・7・那32号 大中8号線

変更する部分 那覇市首里大中町1丁目及び2丁目、首里池端町、首里儀保町1丁目及び2丁目、首里当蔵町1丁目、首里桃原町1丁目、首里山川町1丁目及び2丁目

3 縦覧場所

那覇市都市みらい部都市計画課 (那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所9階)

那 覇 市 告 示 第 66 号
令 和 4 年 4 月 20 日
掲 示 済

那覇市保育所保育料等の収入事務委託について

地方自治法施行令第158条第1項及び子ども・子育て支援法附則第6条第5項により次のとおり委託したので、那覇市会計規則第34条第2項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者

沖縄県那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博

委託期間

自令和4年4月1日
至令和5年3月31日

那 覇 市 告 示 第 8 5 号

令 和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
くばがわ歯科医院	医療法人進真会 理事長 加藤進作	令和4年1月1日～ 令和9年12月31日
那覇市首里汀良町3-63-3 ハイビスカスマンションB-1		
訪問看護ステーション はっぴーすまいる	株式会社りゅうきゅう Tomo 代表取締役 大内智博	令和4年4月1日～ 令和10年3月31日
那覇市松川三丁目7番1号		
在宅看護センター ほっとやすらぎ高蔵	有限会社高蔵住宅 代表取締役 安里明友美	令和3年12月1日～ 令和9年8月31日
那覇市字小祿 414 番地 3		
訪問看護ステーションまーる	合同会社 TAKAMIYA 代表社員 宮城梢	令和4年1月1日～ 令和9年12月31日
那覇市上間 481K・K アパート		

那覇市告示第 86 号
令和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
くばがわ歯科医院	加藤 進作	令和 3 年 12 月 31 日
那覇市首里汀良町 3-63-3 ハイビスカスマンション B-1		
島袋内科胃腸科	医療法人島袋胃腸科内科 理事 島袋隆志	令和 4 年 3 月 31 日
那覇市首里鳥堀町 4 丁目 7 番地		

那 覇 市 告 示 第 8 7 号

令 和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 (変 更 前)	
	セノーテ訪問看護那覇沖縄エリア南部ステーション	令和4年4月1日
	セノーテ訪問看護那覇沖縄エリア南部ステーション (セノーテ訪問看護ステーション琉球)	

那覇市告示第 88 号
令和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	再開年月日
所 在 地	
りゅうたん訪問看護ステーション	令和 4 年 4 月 1 日
那覇市首里当蔵町 10 番地 sky ビル 1 階	

那 覇 市 告 示 第 89 号

令 和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	再 開 年 月 日
所 在 地	
嘉陽皮膚科	令 和 4 年 4 月 1 日
那覇市上之屋 1-19-22 2階	
セレブ・デンタルオフィス	令 和 4 年 4 月 1 日
那覇市宇栄原 1019-1 宇栄原センターハイツ 2F	

那 覇 市 告 示 第 90 号
令 和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
島袋 健太	あん摩・マッサージ	令和4年2月16日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅 1-9-28	
島袋 健太	はり・きゅう	令和4年2月16日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅 1-9-28	
瑞慶覧 太	あん摩・マッサージ	令和4年3月1日
訪問鍼灸マッサージ治療院ちむぐりさ	那覇市古波蔵 2-10-15 メゾン・ドールこくら 2-A	
瑞慶覧 太	はり・きゅう	令和4年3月1日
訪問鍼灸マッサージ治療院ちむぐりさ	那覇市古波蔵 2-10-15 メゾン・ドールこくら 2-A	

那 覇 市 告 示 第 9 1 号
令 和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	令和4年2月28日
施術所名称	施術所所在地	
西波照間 善和	あん摩・マッサージ	令和4年2月28日
訪問鍼灸マッサージ治療院 ちむぐりさ	那覇市古波蔵 2-10-15 メゾン・ドールこくら 2-A	
西波照間 善和	はり・きゅう	令和4年2月28日
訪問鍼灸マッサージ治療院 ちむぐりさ	那覇市古波蔵 2-10-15 メゾン・ドールこくら 2-A	
長嶺 利恵子	あん摩・マッサージ	令和4年2月28日
訪問マッサージ OFA療 養サポートセンター 沖縄 支店	那覇市字松川 2 9 9 番地町田アパート A-1	
長嶺 利恵子	はり・きゅう	令和4年2月28日
訪問マッサージ OFA療 養サポートセンター 沖縄 支店	那覇市字松川 2 9 9 番地町田アパート A-1	

上田 幸英	あん摩・マッサージ	令和 4 年 2 月 28 日
訪問マッサージ OFA療 養サポートセンター 沖縄 支店	那覇市字松川 2 9 9 番地町田アパート A-1	
上田 幸英	はり・きゅう	令和 4 年 2 月 28 日
訪問マッサージ OFA療 養サポートセンター 沖縄 支店	那覇市字松川 2 9 9 番地町田アパート A-1	

那 覇 市 告 示 第 9 2 号
令 和 4 年 5 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条において準用する第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 機 関 名 称 (施術所名称)		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 (変 更 前)	
大 城 朝 典 (訪問マッサージ ハートナー 沖縄)		令 和 4 年 4 月 1 日
施 術 所 の 名 称 ・ 所 在 地	訪 問 マ ッ サ ー ジ ハ ー ト ナ ー 沖 縄 (訪 問 マ ッ サ ー ジ O F A 療 養 サ ポ ー ト セ ン タ ー 沖 縄 支 店)	
上 江 洲 聖 (訪問マッサージ ハートナー 沖縄)		令 和 4 年 4 月 1 日
施 術 所 の 名 称 ・ 所 在 地	訪 問 マ ッ サ ー ジ ハ ー ト ナ ー 沖 縄 (訪 問 マ ッ サ ー ジ O F A 療 養 サ ポ ー ト セ ン タ ー 沖 縄 支 店)	

公 告

那覇市公告第 13 号
令和 4 年 4 月 6 日
掲 示 済

都市公園の区域変更及び供用開始について

平成 7 年 7 月 21 日付け那覇市公告第 57 号で公告したさくのかわ公園の区域について、変更したので都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき次のとおり公告する。

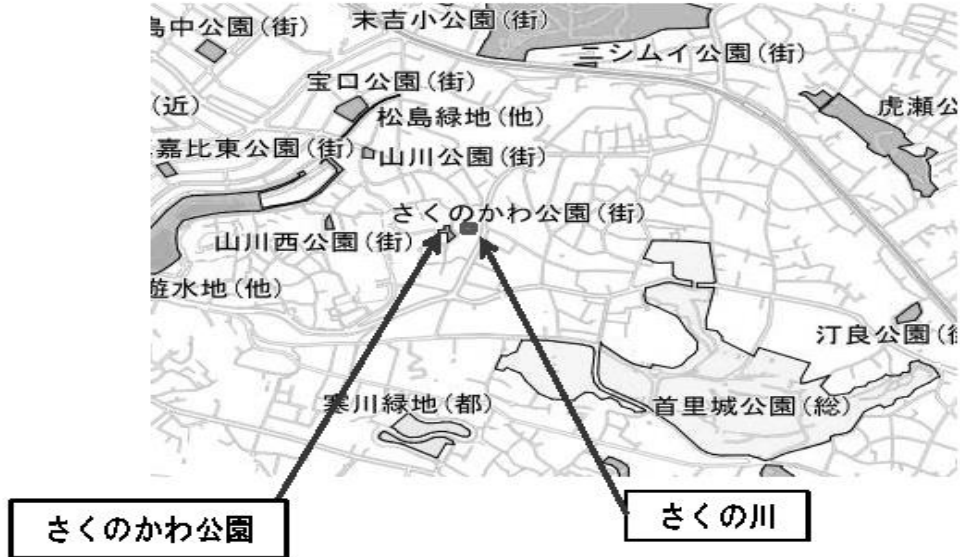
その関係図書は、公告と同時に那覇市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

公園の名称	さくのかわ公園
公園の位置	那覇市首里山川町 1 丁目 89 番、103 番 9、103 番 23 字松川 542 番 6
公園の区域	別紙のとおり

位置図



詳細図



那 覇 市 公 告 第 2 2 号
令 和 4 年 4 月 1 2 日
掲 示 済

パセオタウン首里赤田町建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第73条第1項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

また、同条第3項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

- 1 認可番号
第1号
- 2 認可年月日
令和4年4月12日
- 3 建築協定の名称
パセオタウン首里赤田町建築協定
- 4 建築協定の地名地番
那覇市首里赤田町三丁目16番2地内
- 5 縦覧場所
那覇市 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所9階

那覇市公告第 32 号
令和 4 年 4 月 15 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年3月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部 観光課	電話 098-862-3276		
個人情報管理責任者	観光課長			
業務の名称	那覇市観光功労者表彰事業			
業務の目的	本市の観光に顕著な功績のある者を表彰することによって、観光思想の普及及び高揚を図るとともに、観光客の誘致を促進し、もって那覇市観光の振興に資すること。			
個人情報の対象者	観光関係団体等から推薦を受けた表彰候補者			
業務の開始年月日	2014 年 4 月 1 日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input checked="" type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (観光関係の活動状況等)	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(表彰候補者が推薦されてから決定するまでの間。)			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	No. 724の内容変更に伴う届出。届出を失念していた。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 4 年 3 月 31 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 保護管理課			電話098-861-5193
個人情報管理責任者	保護管理課長			
業務の名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業			
業務の目的	特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、又、困難な場合に生活保護の受給へつなげるための支援金。			
個人情報の対象者	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請者			
業務の開始年月日	令和 3 年 7 月 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号)	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ハローワーク登録 情報・求職活 動状況)	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護申 請情報 <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉協 議会貸付情報	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(申請時)			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 **変更**)届出書

令和 4 年 3 月 17 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部ハイサイ市民課		電話 705433
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	国民年金に関すること 平成4年以前より継続		
廃止又は変更の 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日より、国民年金手帳が廃止になり、基礎年金番号通知書に変更になるため。 ・これまで「等」の中に含まれていた「給付関係」の取り扱いについても、業務の目的を明らかにするため、追加で記載した。 		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【業務の目的】 国民年金手帳の交付及び加入・喪失等	【業務の目的】 基礎年金番号通知書の再交付及び加入・喪失・給付関係等	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和4年3月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部 観光課		電話 862-3276
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年12月27日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市観光審議会に関する事 平成26年4月1日		
廃止又は変更の 理由	那覇市観光審議会規則改正にあたり、観光審議会の担当事務の一つである「那覇市観光功労者表彰に関する事」を削除したため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	業務の目的「観光基本計画の策定及び本市の観光功労者の表彰等に関する事」	業務の目的「観光基本計画の策定及び本市の観光功労者の表彰等に関する事」のうち、「及び本市の観光功労者の表彰等」について文言削除する。	
備 考	那覇市審議会規則の改正施行（令和3年12月27日）のタイミングでNo.724（那覇市観光審議会に関する事）の業務に関して個人情報業務変更届出書の提出が必要であったが、失念していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 3 月 30 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 秘書広報課 電話 098-861-5173		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成13年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	ほう賞及び表彰に関する業務 儀式及び交際に関する業務 市長の秘書に関する業務 平成4年以前から		
廃止又は変更の 理由	平成13年(2001年)に「秘書課」から「秘書広報課」へ課名が変更となったため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	秘書課	秘書広報課	
備 考	2001年(平成13年)に課名が変更となっているが、業務の内容に変更が生じていないことから、届出をしていなかったと思われる。今回、法制契約課に確認したところ業務内容に変更が無く、課名のみの変更の場合も届出が必要との回答があったことから届出書を提出する。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和 4 年 3 月 31 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	企画財務部 企画調整課 電話 862-9937		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	H30年 4月 1日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市ふるさとづくり寄附金事業 H20年 7月 1日		
廃止又は変更の 理由	業務の目的に記載されている第4次那覇市総合計画の内容を第5次那覇市総合計画の内容へ変更するため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	(業務の目的) ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人 その他団体から寄附金を募ることにより、 <u>那覇市のまちづくりの 基本理念である「なはが好き！み んなで創ろう、子どもの笑顔が輝 くまち」の達成に資することを目 的とする。</u>	(業務の目的) ふるさとへの思いや那覇市のま ちづくりに共感を持つ個人、法人 その他団体から寄附金を募ること により、 <u>第5次那覇市総合計画 の基本構想において示すまちづ くりの将来像である「なはで暮ら し、働き、育てよう！笑顔広がる 元気なまち NAHA ～みんなで つなごう市民力～」の実現に資す ることを目的とする。</u>	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和4年3月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部子育て応援課		電話2574
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	新型コロナウイルス感染症対応那覇市低所得の子育て世帯支援臨時 給付金給付業務 令和3年12月22日		
廃止又は変更の 理由	事業が令和3年度で完了するため。		
変更の内容	変	更	前
			変
備	考		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止)・変更届出書

令和 4 年 3 月 29 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部子育て応援課		電話2561
届出の区分	■ 廃止 □ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分) 令和3年7月30日		
廃止又は変更の 理由	事業が令和3年度で完了するため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 3 月 22 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部子育て応援課			電話2574
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年4月1日	
業務の名称及び 開始年月日	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分) 令和3年4月16日			
廃止又は変更の 理由	事業が令和3年度で完了するため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止→変更)届出書

令和4年3月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部子育て応援課		電話2574
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	ひとり親世帯臨時特別給付金事業		令和2年6月26日
廃止又は変更の 理由	事業が令和3年4月1日付終了したため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 4 年 3 月 23 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部 こどもみらい課 電話 8 9 1 - 6 9 0 3		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市こども発達支援センター業務 平成 28 年 2 月 1 日		
廃止又は変更の 理由	新課の設立で、業務を所管する課が変更になったため。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	個人情報業務届出遅延提出理由書のとおり。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 7 号
令 和 4 年 4 月 1 9 日
公 布 済

那覇市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成17年那覇市上下水道局規程第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>那覇市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</u></p> <p><u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による那覇市上下水道局に係る行政手続等については、他の規程に特別の定めのあるもののほか、那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年那覇市規則第50号)の例によるものとする。</u></p>	<p><u>那覇市上下水道局情報通信技術を活用した行政の推進に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規程は、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年那覇市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(条例の施行)</p> <p><u>第2条 条例の施行については、別に定めるもののほか、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則(平成16年那覇市規則第50号)の例による。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 号
令和 4 年 4 月 14 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 72 号
指定工事店名	株式会社沖縄工業
営業所所在地	沖縄県那覇市字真地197番地の7
代表者氏名	糸数 啓子
有効期間	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日
異動年月日	令和4年4月12日
異動事由	代表者の変更

